省エネ適判 ・ 手数料

●建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料（省エネ適判）

（令和3年4月1日施行）

建築物の区分		省エネ性能の判断		技術的審査を完了している建築物の計画
		標準入力法 主要室入力法	モデル建物法	
非住宅	300㎡未満	208,000円	79,900円	9,550円
	300㎡以上 ～ 1,000㎡未満	262,000円	102,000円	16,000円
	1,000㎡以上 ～ 2,000㎡未満	335,000円	133,000円	25,400円
	2,000㎡以上 ～ 5,000㎡未満	478,000円	216,000円	73,900円
	5,000㎡以上 ～ 10,000㎡未満	588,000円	281,000円	116,000円
	10,000㎡以上 ～ 25,000㎡未満	696,000円	338,000円	147,000円
	25,000㎡以上	793,000円	396,000円	183,000円
変更認定申請		判定手数料の1／2		
軽微変更証明書交付		判定手数料の1／2		

※「技術的審査を完了している建築物の計画」とは、複数の建築物についての建築物エネルギー消費性能向上計画の認定において、申請のメインとなる建築物とともに当該認定のための技術的審査を完了した建築物の計画をいう。

手数料算定において「対象外」となる部分

① 増改築工事において、既存部分の省エネ計算結果にデフォルト値（BEI=1.2）を使用して計算を省略した部分

② 1次エネルギー消費量の算定対象としない部分

- **工場** における生産エリア
- **倉庫** における冷凍室、冷蔵室及び定温室
- データセンターにおける電算機室
- 大学、研究所等におけるクリーンルーム等の特殊な目的のために設置される室

【対象面積算定例】 ■・・・手数料対象 ■・・・手数料対象外

例 1）

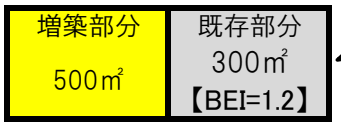

※手数料算定上の床面積：500㎡

省エネ計算で既存部分をデフォルト値【BEI=1.2】とした部分は、手数料算定対象外

例 2）

※手数料算定上の床面積：0㎡

「工場の生産エリア」「倉庫の冷凍室・定温倉庫」「データーセンターの電算機室」等は、手数料算定対象外

例 3）

※手数料算定上の床面積：1,250㎡

「工場の用途の定温倉庫」は、照明設備のみ評価対象部分となるが、手数料算定対象には含む